

申請者及びリフォーム業者様

## リフォーム申請時のお願い

エステート落合5-8管理組合

リフォーム工事の際に住民や理事会とトラブルになるケースが発生しています。以下の点について再度確認いただき、トラブル防止にご協力をお願いいたします。

- 申請時には、下記の書類をご提出ください。

- ① 専有部分の修繕等承認申請書(C-11-1)
- ② 専有部分の修繕等に係る工事計画のお知らせ(C-11-2)
- ③ 仕様書・設計書・工程表(書式は自由です)
- ④ 工事関係者遵守事項(C-11-5)
- ⑤ リフォーム工事チェックリスト

※申請者が団地建物所有者でない場合は、団地建物所有者の同意が必要となります。

- 必ず、管理規約集の【2. 専有部分の修繕等に関する細則】をご確認ください。特に別表第1で工事内容をチェックし、決して禁止事項等に抵触しないようお願いいたします。

### 禁止事項の一例

- ・給湯器の移設(据え置きから壁掛けへ)
- ・キッチン流し台の移設・増設(1階住戸を除く)
- ・洗面所・トイレの移設・増設
- ・構造躯体の斫り

- **法令・規約・細則に抵触した場合、総て申請者の責任となります。工事中止や原状回復が必要となった場合等の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。**

- 中層棟での注意事項

1. 搬入・搬出は住民の迷惑とならないよう、階段のみをご使用ください。
2. 階段・踊り場等に物を置かないようお願いいたします。
3. 工事住戸の敷地内は、車両1台のみ駐車可能です。

**(注)リフォーム業者様だけでなく、申請者様も必ず上記内容をご確認ください。**